

# 原発再稼働のための「新規制基準」が抱える根本的問題

2013年6月19日、原子力規制委員会は2013年度（平成25年度）第11回会合で「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を決定し、同時にこれに伴う「原子力規制委員会規則」を決定、わかりやすく言えば「原発再稼働のための新規制基準」を決定しました。この後内閣が閣議決定し正式に政令となって7月8日から施行されます。一般大手マスコミは、「原発稼働のための基準が厳格化し、これから再稼働できない原発が出てくる」と再稼働が難しくなったという側面にポイントを置いて報道しています。その一方で早速、世界最大の原子力（核の産業利用）業界団体である世界核協会（世界原子力協会）のニュースサイトWNNは、6月19日付けの電子版で「日本、原発再稼働にむけて準備整う」（"Japan readies for restarts"）と嬉しそうに報じました。残念ながら、客観的に見ると日本のマスコミが報じる視点よりも、WNNニュースの伝える視点があたっているのです。

新規制基準は再稼働しやすくするものではありませんが、「フクシマ事故後」の原発再稼働に国家としてお墨付きを与えるものです。規制項目の内容は一言でいえば、**チエルノブイリ事故やフクシマ事故のような苛酷事故は困るが、その100分の1程度の事故ならやむを得ない、とするものです**。象徴的には「フィルター付きベント装置」設置を義務づけたことです。「ベント装置」というのは、図2の原子炉圧力容器のベント（内部の蒸気を外に逃がすこと）装置のことです。フクシマ事故のように、圧力容器内の核燃料を冷却できなくなると、核崩壊熱で温度が上昇し核燃料が溶け出す、そうすると内部の圧力がどんどん高くなつてやがては容器が爆発する（フクシマ事故の時は、容器の密閉性が喪失しこの爆発は起きました）、爆発すると内部にある大量の核燃料は一気に広範囲にばらまかれる、これが最悪だ、それより先に内部の蒸気を外に逃がした方が被害は少ない、蒸気を逃がしてしまおう、とする発想です。蒸気といいますが、それは核物質に直接触れた蒸気ですから、放射能そのものです。“フィルター”を装備して放射性物質をこしとつてしまおうということですが、放射能がすべて取れるわけではありません。原子力規制委員会の議論を読んでみると、この時の放出放射能をセシウム137で100兆Bqに抑えることが目安になっています。フクシマ事故の時はセシウム137が1京Bq放出されたとしていますので「フクシマ事故の1/100」の規模というわけです。まとめると、新規制は①「苛酷事故は起ります」（これまでの苛酷事故は起らない、とする「原発安全神話」とは180度の方向転換です）、②起きた時にフクシマ

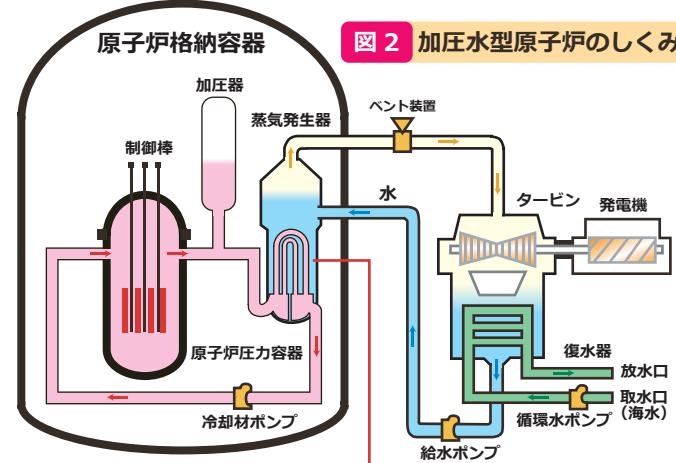


表5 蒸気発生器 仕様

	54F型	70F-1型	
胴部外径	上部(m) 下部(m)	約4.5 約3.4	約5.1 約3.9
全高(m)		約21	約21
伝熱管	3,386	5,830	
外径(mm)	約22.2	19.1	
厚さ(mm)	約1.3	約1.1	
伝熱面積(m <sup>2</sup> /基)	約5,060	約6,500	
重量(ton)	約330	約440	

写真2 蒸気発生器



【資料出典】三菱重工ウェブサイトより  
[http://www.mhi.co.jp/products/detail/steam\\_generator.html](http://www.mhi.co.jp/products/detail/steam_generator.html)

【資料出典】日本語 Wikipedia 「蒸気発生器」

事故の1/100の規模の被害で抑えよう、この2点を中心に議論が組み立てられている、といって過言ではありません。

原発推進勢力からすれば、ここまで抑えるとはよくやった、ということになりますが、私たちの立場からすると、どんな事故であれ、原発事故は困るのです。セシウム137が100兆Bqも放出されては生活と健康と命が保てません。もともと原発に対する見方、考え方方が違うのです。原子力規制委員会によくやった、とはとてもいえません。「事故ゼロ」の規制にしてくれなければ困るのです。その立場からすると、今回の新規制には大きな問題が少なくとも4つあります。

①**フクシマ事故の教訓が活かされていない**。原子力規制委は、発足当初から規制基準作りにいきなり取りかかり、国会事故調などから先送りされた事故分析は後回しにしてきました。フクシマ事故分析に取りかかったのは、今年の5月1日です。しかもこの会合は現在まで2回しか開催されていません。その時には、規制基準は正式決定を待つばかりになっていました。

②**加圧水型原子炉（PWR）に圧倒的に有利な基準となっている**。PWRが安全なのかといえばそうではありません。蒸気発生器伝熱管（細管）というアキレス腱をもった危険な原子炉です。古くは1991年の関電美浜事故、最近では三菱重工業製蒸気発生器が原因でのサン・オノフレ原発廃炉決定など、歴史的にPWRは問題を起こし続けています。PWRの設計や保守にまで立ち入った規制でなければ“規制”的意味がありません。（図2、表5、写真2参照のこと）

③**原発機器メーカーと電力会社の宿題ともいべき「コスト最優先」「安全二の次文化」にメスを入れた規制に全くなっています**。一定程度以上の事故やトラブルを起こしたら、電力会社ばかりではなく、機器メーカーにも賠償責任あるいは業務上過失罪など刑事責任が問えるようにしないと「安全文化」は本当には育ちません。

④**「フクシマ事故」の1/100の規模の事故なら許容している**。先にも触れたとおりです。現在の規制水準としても、抜け穴（たとえば5年間の猶予期間）や例外扱い（たとえば大飯原発3・4号機は常に例外扱い。表1参照のこと）、評価の統一性欠如（たとえば、活断層に対する認定思想の一貫性のなさ。わかり易く言うと依怙鼠屋）など数多くの問題があります。

原発事故だけは困る、これ以上社会に余分な人工放射能を加えては困る、とする立場からは規制基準ではなく“推進基準”としか見えません。

## もう東電に任しておけない、「福島原発廃炉省」を作るべき

現在、東電福島第一原発敷地内は、高レベルから低レベルまで放射性物質の仮置き場と化しています。ある意味、事故前よりも危険です。もし大規模な“第2事故”でも起ければ、それこそ東京を含む東日本には人が住めなくなります。にもかかわらず、私たちは、国の方針に従って「福島第一原発」の鎮圧（一般には“収束”）と廃炉作業を東電に任せきりにしています。現在の法体系全体が「原発事故の第一義的責任は運営事業者にある」として原発推進政策をとってきた国・官僚を免責しているからです。しかし東電一社に任せておくわけにはいきません。それを証明する事件がまたまた起きました。敷地内地下の放射能汚染濃度を観測する「観測孔No.1」（“井戸”ではない）の水質検査でトリチウムが1㏃あたり50万Bq、ストロンチウム90が1㏃あたり1000Bqの汚染があったというのです。場所は岸壁からわずか27～28mの地点です。（見開きページの図1参照のこと）公表が2週間以上遅れたこと以上に問題は東電がいまだに情報を一手に握っていることです。責任と権限を東電から取り上げ、「福島原発廃炉省」を作つて福島第一原発の二次災害防止、鎮圧、廃炉に国の全力をあげて取り組まなければなりません。国や自民党は「寝た子」（国民世論）を起きたくないでしょうが、私たちの未来を東電一社に託すわけにはいきません。

## 第54回広島2人デモ

2013年6月21日（金曜日）18:00～19:00  
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



閑電 危険で 大飯原発再稼働を止めましょう  
違法な

# 死ねというに等しい原子力災害（重大事故）対策指針

原発再稼働のための新規制基準  
いよいよ7月8日に施行、その重要な問題点

## 放射線被曝に安全量はない

世界中の科学者によって一致承認されています。

## 黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたつてもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。今回でちょうど1年になります。

私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかるでも大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

## 詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にさせていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

## 苛酷な被曝を強制する「新原子力災害対策指針」

「どの原発が最初に再稼働するか」などの興味をかき立てる原子力規制委員会の「原発再稼働のための新規制基準」の陰に隠れて、**というかドサクサに紛れて2013年6月5日原子力規制委員会の平成25年度9回会合で「新原子力災害対策指針」（以下新指針）が決定され、即日施行されました。（表1参照のこと）**

「原発は重大事故を起こす」と前提し、重大事故が起きた時にかけてその被害を最小化するかという問題意識をもつ原子力規制委員会にとって、新指針と「原発再稼働のための新規制基準」はちょうどコインの裏表の関係にあります。その点で、新規制基準決定の前に新指針を決定し、施行することは必須だったといえます。

しかしその新指針は、内容を見てみると、重大な原子力事故が起きた時、原発立地地元住民に「死ね」というに等しい苛酷な被曝強制の思想が中心にすわっています。

新原子力災害対策指針の重要な問題点を次ページの表2にまとめておきましたのでご覧ください。といっても、この指針は「一般市民言語」で書かれていないので理解するのが大変です。「情報公開の原則」を旗印とする規制委員会ですが、情報公開は理解を求めることが目的です。折角情報公開をしても専門家の間だけで通用する「専門家俗語（ジャーゴン）」で書かれている、 「情報公開の原則」も意味が薄くなります。私たち一般市民も理解のための努力をしなくてはなりませんが、相変わらず「よらしむべし、知らしむべからず」の姿勢が目につきます。

第一に「原子力災害」という言葉です。原子力事故は人災です。決して地震や津波のような自然災害ではありません。原子力事故は常に人災です。それを自然災害であるかのような印象を持たせる用語が「原子力災害」という言葉です。この言葉には「原子力事故」を自然災害と同様「やむを得ないもの」「避けがたいもの」という印象を与える効果を持ちます。『原子力重大事故対策指針』と名称を変えるべきです。

＜次ページへ＞

## 本日のトピック

- 苛酷な被曝を強制する「原子力災害対策指針」
- ICRP勧告などを取り入れる「被曝強制指針」
- チエルノブイリ、フクシマを上回る被曝強制
- 原発再稼働のための「新規制基準」が抱える根本的問題
- もう東電に任しておけない、「福島原発廃炉省」を作るべき

表1 関西電力大飯原発再稼働から原発再稼働のための新規制基準施行までの道のり

2011年3月11日 東京電力福島第一原発事故発生  
(2012年3月以降フクシマ事故の影響で日本の原発次々と運転停止)

## 2012年

- 4月12日 民主党野田政権「4大臣会合」「大飯原発安全宣言」  
5月5日 北海道電力泊原発3号機運転停止。日本で稼働する原発は“一瞬”ゼロに  
6月8日 民主党野田首相「国民生活安定のため大飯原発再稼働」を決定、と口頭で明言  
6月16日 民主党野田政権「大飯原発再稼働」を政治判断  
6月20日 原子力規制委員会法国会で成立  
7月1日 関西電力、大飯原発3・4号機起動  
以降、送電開始  
7月25日 大飯原発3・4号機フル稼働、自社火力発電量削減  
9月19日 原子力規制委員会 設立スタート  
10月25日 規制委「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の第1回会合開催、以降2013年6月3日まで合計23回開催  
11月19日 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」第1回会合開催、以降2013年6月6日まで合計13回開催  
11月20日 「発電用原子炉施設の新規制の制度整備に関する検討チーム」の第1回会合開催、以降2013年6月3日まで合計8回開催  
12月16日 第46回衆議院選挙実施、自民党大勝  
12月26日 自民党政権成立・第2次安倍内閣スタート 原発推進を明確に

## 2013年

- 1月23日 規制委・田中俊一委員長、新安全基準施行後、「大飯原発を例外扱いにはしない」と発言  
1月31日 新規制基準骨子案公表  
2月6日 平成24年度27回会合で新基準案骨子を了承  
3月19日 規制委・田中俊一委員長、新安全基準施行後「大飯原発はすぐに止めない」と発言、バックフィット制度定着を口実に前言を翻す。  
4月3日 平成25年度1回会合で新規制基準案を了承、会合後の記者会見で、それまでの呼称「安全基準」を「規制基準」に変更することを田中委員長が説明し、「基準に適合したからといって、安全だと誤解されるのを避けるため」と発言  
5月1日 「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」の第1回会合開催、以降6月17日まで2回しか開催されていない。  
6月3日 四国電力伊方原発を抱える愛媛県「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（案）」の意見公募を開始、最終仕上げに入る。  
6月5日 規制委平成25年度9回会合で「原子力災害対策指針の全部改正を決定、即日施行」。「重大事故は発生するもの」と措定する原子力規制委の考え方沿えれば、「新規制基準」と「原子力災害対策指針」は好一対の関係にある  
6月19日 規制委11回会合で「新規制基準」を決定。  
7月4日 第23回参議院議員通常選挙公示（予定）  
7月8日 新規制基準施行（予定）  
7月21日 参議院選挙投票（予定）

# ICRP勧告などを取り入れる 「被曝強制指針」 <前ページより続き>

前文で「原子力事業者、地方行政機関の長が…円滑に対策を実施するため」と述べているように、事故の責任と対策を一方的に電力会社や原発立地自治体に負わせ、原発推進政策をとっている国を免責しています。さらに『原子力災害』という項目では、「原子力事業者が…収束に一義的な責任を有すること」とし、ここでも國の一義的責任を免除するという無責任な姿勢で貫かれています。今後は、重大事故が発生すれば、電力会社はもちろん、国や原発機器メーカーにも賠償責任や刑事責任も追及していく、という姿勢が必要でしょう。『基本的考え方』では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告（Pub.109やPub.111）を全面的に受け入れ、また国際的な原子力推進エンジンである国際原子力機関（IAEA）の「安全原則」（GS-R-2）に則っていることを率直に吐露しています。従って「放射能安全神話」に基づく苛酷な被曝強制指針となることは十分に予測ができます。

従って「被ばく医療体制の整備」では、 Chernobyl 事故では甲状腺がんのみが唯一発症した病気とする神話を踏襲し、「甲状腺がん」のみを問題としています。「甲状腺がん」に効果があるとされている「ヨウ素安定剤」については、強い副作用があるにもかかわらず、対象原発周辺地域の住民に対しては、事故が発生してからでは配布する余裕がないとして事前に配っておき、各自勝手に服用しなさいと極めて乱暴なことをいっています。Chernobyl 事故の時、ヨウ素安定剤を服用したポーランドで約 40% が発熱など強い副作用に苦しめられた事例については参考にされた形跡がありません。

「災害対策指針」に実効性をもたせるためには普段から、「複合苛酷事象」（地震や津波、あるいは台風や大火災などと組み合わせた苛酷な原子力事故）を想定して原発立地自治体が避難計画を作成することが必要と述べ、また普段から教育・訓練が必要としています。すでに、中国電力の島根原発の地元自治体である松江市、四国電力の伊方原発のある伊方町、あるいは福井県の「原発銀座」といわれる若狭湾沿いの地元自治体などでは、原発事故を想定した避難訓練が実施されていますが、よく考えてみるとおかしい話です。地震、洪水、津波などによる自然災害は私たちにはどうすることもできない「神の呪み」ですから、普段から避難訓練や防災教育は必要です。しかし原発事故は「人の呪み」で発生する人災です。避難訓練などが必要なほどの大規模危険と隣合わせで暮らす生活がおかしいのです。「原子力事故」に備えて避難訓練しなさいといわれると唯々諾々と従う人々や立地自治体のおかしさ。原発が地域社会の主人公だと強く思いこまされている洗脳効果だという他はありません。

**表3 全面緊急事態における防護措置レベル**

OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル) 難しいだけで中身のない用語である

基準の種類	初期値設定値
OIL 1 即時避難の基準	500μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)
身体に付着した放射性物質を除染する基準	β線: 40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の係数率) β線: 13,000cpm [一か月後の値]
OIL 2 1週間程度内一時移転の基準	20μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)
飲食分に係るスクリーニング基準 飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	0.5μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率) 事故後数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。上記の数値に達すれば飲食物の濃度測定を行うというわけだが、実際に混亂した状況で不可能
OIL6 飲食物摂取制限 一週間に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い基準越えのものを摂取制限。一週間に限り定められることはありえない。	核種 飲料水・牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300ベクレル/kg 2,000ベクレル/kg 放射性セシウム 200ベクレル/kg 500ベクレル/kg ブルートウム及び超ウラン 元素のアルファ核種 1ベクレル/kg 10ベクレル/kg ウラン 20ベクレル/kg 100ベクレル/kg

**表2 新原子力災害対策指針（2013年6月5日施行）の重要な問題点**

（原子力災害対策指針 平成25年6月5日全部改正）より

項目	問題点
全体	「原子力災害」という言葉に象徴されるように、人災のうち最も苛酷な原子力事故をあたかも地殻や津波などと同様な自然災害であるかのように扱っているその無責任さ。本来は「原子力苛酷事故対策」と名称を改めるべき
前文	「原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、…が原子力災害対策を円滑に実施するため」と述べているように、苛酷事故対策の責任を国が第一義的に全く負っていない。電力会社ばかりではなく、国、原発の稼働を認め原子力規制委員会、さらに器機、装置を製造した原発メーカーの責任を明確にすべき
第1 原子力災害	「原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること」として、電力会社に一方的に事故責任を負わせている。原発推進政策をとる国の責任やこれに適合判定を下す原子力規制委員会は免責
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	「基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特にPublication109・111、国際原子力機関（以下「IAEA」という）のGS-R-2等の原則にのっとり」と述べ、国際被曝強制組織であるICRPのリスクモデル及び勧告とそれに基づく国際商業利用推進機関であるIAEAの「安全要件」を全面的に採用していることを明記し、その他の放射線被曝リスクモデルや原発に対する批判的意見を全く取り入れていないことを謳っている。
(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル	緊急事態（苛酷事故発生時）を、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの段階に区分し、これらが整然と進行して事故は進展することを想定している。実際には、Chernobyl事故ではこれら3つの区分が一瞬にして起きたし、福島事故では14時間足らずで起こっている。実際の事故はこのように整然と進展するものではなく、つまりは絵に描いた餅、作文である。
EAL レベル	上記に従って「事態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level, 以下「EAL」という。）を設定する」としているが、これも絵に描いた餅、作文とならざるを得ない。
(ii) 運用上の介入レベル（OIL）	「防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level, 以下「OIL」という。）を設定する。」としており、放射能の危険を全く外部被曝によるもののみなしでその危険を過小評価している。
全面緊急事態	全面緊急事態、すなわち放射能が原発敷地外へ漏れ出す事態として13通りの事態を想定しているが、実際にはこれ以外のケースで全面緊急事態となりうる。苛酷事故のケースを想定すること自体に無理があり、結局緊急事態想定も作文とならざるを得ない。
避難・一時移住	表3・表4で見るとおり、あまりにも苛酷な避難開始基準。福島事故の避難基準はChernobyl事故よりも苛酷な被曝強制基準だったが、この指針の避難基準は、Chernobyl、福島を上回る苛酷な被曝強制基準。その苛酷さをごまかすために、予想被曝実効線量ではなく、空間線量率を基準としている。
(7) 被ばく医療体制の整備	よく読んでみると、緊急事故時被曝による疾病は、結局「甲状腺がん」しか発症しない、という荒唐無稽な前提で組み立てられている。実際にはChernobyl事故での実例を見てわかるとおり、短期、中長期的に奇形出産を含むありとあらゆる病気が発症している。これでは事实上被曝医療などは存在しないも同様。「ヨウ素安定剤はヨウ素131にしか対応しません」（実際はヨウ素131にも対応しない）と断りを入れているところは、被曝医療体制などは存在しないことを認めている。
(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練	「複合苛酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である」と述べて地元住民に普段からの教育・訓練を強要している。もともと、原発がなければ、こうした無駄な教育や負担を強いる避難訓練など必要のないもの。原発が社会全体の主人公に逆転している考え方。

**表4 全面緊急事態における避難や一時移転の目安**

PAZ (5km以内)	OIL 1 即時避難
UPZ (30km以内)	OIL2 一時移転の実施
PPZ (30km以上)	30km以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL2

PAZ…Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)  
UPZ…Urgent Protective Action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域)  
PPZ…Plume Protection Planning Zone (ブルーム防護措置を計画する区域)  
(いずれも少小難しいだけではなく内容を検討すると、中身の薄いことをさら難しく表現した用語。科学的に見せかけようとしているため生じた難解さ、内容はあまりない。)

# チエルノブイリ、福島を上回る被曝強制

なんといっても「新指針」の最大の問題点はその「避難基準」でしょう。原発事故が発生し放射能が原発から流れ出したら、私たちは避難するほかはありません。どんなにわずかな量でも危険です。「放射線被曝に安全量はない」のですから。ところが表3を見ると、即時避難の基準は空間線量率で500μSv/h以上だというのです。図1は2013年6月13日、フランスのジャーナリストのジョエル・ルジャンドル・コイズミ氏（ルクセンブルグ・ラジオ・テレビ局東京特派員）が福島第一原発敷地内を取材した時、同行した東電職員が敷地内線量率を記録したシートを写真撮影したデータです。2号機タービン建屋海側が210μSv/hです。もちろん完全防護服でなければ近づけません。（写真1の規制委員会現地視察時の服装参考のこと）1時間に500μSvの空間線量率といえば、2号機タービン建屋海側の2.5倍の線量率です。また、昨年12月規制委が視察した時、3号機タービン建屋海側での計測が700から800μSv/hでした。もちろん防護服を着いても長くはとどまれません。500μSv/hがいかに凄まじい数字かがおわかりでしょう。原発が事故を起こした時周辺住民はこの線量率以上になって初めて避難しなさい、とこの新指針はいっています。これはChernobylを上回る苛酷な避難基準だった福島をさらに上回る苛酷な基準です。防護服なしで500μSv/h以上の環境に身を曝すことはまるで「死ね」というのと同じことです。線量率の低いだろうと思われる30km以内（UPZ）では、「運用上介入レベル」（OIL2）を適用すると

**写真1 2012年12月6日敷地内線量率**



出発地、重要免震棟前 17~19μSv/h



4号機原子炉建屋屋上 230μSv/h



4号機原子炉建屋横 80μSv/h



3号機海側 700~800μSv/h  
【引用出典】「特定原子力施設監視・評価検討会」平成24年12月6日 第1回現地調査よりhttp://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisyatokute\_kanshi/

新指針は述べていますが、その介入とは「一時移転」です。「一時移転」とはすぐに戻って来ることを意味します。その一時移転の基準は、「毎日20μSv/hの空間線量率が7日間連続した時」としています。図1を見てください。重要免震棟前が23μSvです。いわば重要免震棟の前に防護服なしで1週間暮らして初めて「一時移転」をしなさい、というわけです。

被曝強制の思想はOIL6（飲食物摂取制限）にも如実に現れています。実は空間線量率は外部被曝の危険しか表現できていません。しかし実際に怖いのは内部被曝です。そして内部被曝はほとんど汚染食品摂取で発生します。それを放射性セシウム（134と137の合算値）に例をとってみると飲料水や牛乳で上限200Bq/kg、また食品に至っては500Bq/kgが上限値です。現在厚労省が示して、2012年4月から施行されている放射能汚染食品基準値からいうと飲料水で20倍、食品で5倍です。厚労省の基準値ですら高すぎるというのが、Chernobyl事故の教訓です。これでは「内部被曝で病気になりなさい」といつているのと変わりません。

ICRPもIAEAも、Chernobyl事故後、避難に伴う社会的コスト（避難費用や賠償費用など）の増大を恐れて避難基準を引き上げました。福島事故後さらなるコスト増大を恐れてまたまた避難基準を引き上げました。引き上げは被曝強制を意味します。新指針ではこれまで最高の被曝強制を打ち出したのです。

**図1 ジョエル・ルジャンドル・コイズミ氏の伝える2013年6月12日の敷地内線量率**

